

医療

ご存知ですか？ 自立支援医療制度

自立支援医療制度とは、北海道が指定した指定自立支援医療機関で心身の障がい除去、軽減のための医療について、医療費の自己負担を軽減する制度です。

この制度の医療種別や内容は次のとおりで、支給を受けるには事前に申請が必要です。

申請には医師の意見書・診断書（指定様式）、健康保険証等が必要です。また、所得の状況により対象外になる場合がありますので、詳しくは問合せください。

▼申請先・問合せ 福祉課障がいサービス係（ゆとろ内・☎25-2665）

種別	内容	対象医療・疾患例
精神通院医療	通院による精神医療を継続的に必要とする程度の病状の方に、医療費の一部を公費負担する制度。	統合失調症・うつ病・てんかん・精神作用物質による依存症など
更生医療	障がいのある方が治療することによって、障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療費の一部を公費負担する制度。※身体障害者手帳が必要。（同時申請可能）	人工関節置換術・人工透析療法・白内障手術など
育成医療	更生医療と同様の医療費の一部を公費負担する制度。身体に障がいのある18歳未満の児童が対象で、身体障害者手帳は必ずしも必要ではありません。	口蓋裂等の形成術・肢体の関節形成術や関節置換術など

年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【ご存知ですか？ 国民年金の任意加入制度】

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、満額に近づけることができます。

また、老齢基礎年金を受けるためには保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます。

なお、海外に在住する日本国籍を持つ方も、国民年金に任意加入することができます。詳しくは、役場窓口または年金事務所にお問い合わせください。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 9月18日（金）10時～15時
 - ・場所 商工会館（錦町） ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。
（相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133）

▼国民年金の問合せ

住民課戸籍年金係（☎23-2463）

【9月は国民健康保険被保険者証の更新月です】

▼被保険者証の更新方法

現在使用されている被保険者証の有効期限は、平成27年9月30日です。新しい被保険者証は9月中旬に郵送する予定です。

▼被保険者証が届いたら

記載内容をお確かめください。勝手に内容を書き換えると無効になります。

▼保険証は大切に使いましょう

保険証は身分証明にもなります。万一、汚損・紛失したときは、免許証などの身元を確認できるものを持参し、役場国保の窓口で再交付の手続きをしてください。

住所変更や世帯主変更、国保の加入・脱退の手続きは、窓口での申請が必要です。該当する方全員の被保険者証を持参してください。

▼新しい被保険者証の有効期限

新しい被保険者証の有効期限は、平成28年9月30日です。この有効期限までに75歳になる方は誕生日の前日、退職被保険者は65歳になる誕生日の月末（各月1日生まれの方は前日）が有効期限となります。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係（☎23-2467）

▼国保税の納付の問合せ 税務課納税係（☎23-2341）

統計

国勢調査を実施します

平成 27 年 10 月 1 日現在、国内に普段住んでいる全ての人（外国人を含む）と世帯を対象に、国勢調査が実施されます。今回の調査からパソコンやスマートフォン等からも回答ができます。

▼調査の流れ

- ・ 9 月上旬～調査員がインターネット調査の利用案内と操作ガイドを各世帯に配布します。
- ・ 9 月下旬～インターネット回答がなかった世帯に、紙の調査票等を配布します。

※ 10 月 1 日を過ぎても調査票等が配布されない場合は連絡ください。

▼問合せ 総務課総務係（☎ 23 - 2330）

相談

巡回児童相談を行います

18 歳未満のお子さんの発達相談や療育手帳の判定などを行います。定員は 3 名程度です。

▼日程 10 月 8 日（木）

▼場所 ゆとろ

▼相談員 北海道中央児童相談所の児童福祉司、心理判定員等

▼申込期限 9 月 11 日（金）

▼申込み・問合せ 子育て推進課 子育て支援係（ゆとろ内・☎ 25 - 2658）

注意

電気柵にご注意を！

電気柵は、農作物等に対する野生動物からの被害を防止する目的で設置されるものですが、違法に設置した場合には、重大な感電事故を発生させる恐れがありますので、法に沿った適切な安全対策を行ってください。

■電気柵設置者へ

- ・ 危険である旨の表示をすること。
- ・ 感電により人に危険を及ぼす恐れがないよう、出力電源が制限される電気柵用電源装置を用いること。
- ・ 使用電圧 30V 以上の電源から電気の供給を受け、かつ、人が容易に立ち入る場所に電気柵を設置するときは、漏電遮断機を設置すること。
- ・ 容易に開閉できる箇所に専用の開閉器を設置すること。
- ・ 既に安全対策を講じている施設は、感電防止対策が正常に稼動する等の安全確認を実施すること。

■町民の皆さんへ

・ 電気柵には、「危険」「さわらな」等の表示があります。感電の危険性がありますので、近づかないようにしましょう。

▼問合せ 農林課耕林地政係（☎ 23 - 3096）

施設

ゆとろ 高齢者福祉センター（入浴施設等）を利用ください

高齢の方の健康増進と生きがいづくりのため、ゆとろでは入浴施設・研修室などを開放しています。

▼対象者 60 歳以上の町民

▼利用できる日時

■入浴施設

月・金曜日 12 時～17 時

■研修室（囲碁・将棋）、談話ホール

月～金曜日 8 時 45 分～18 時

■カラオケの利用

月・水・金曜日 12 時～17 時

▼利用料 ・入浴施設 200 円

・カラオケ、研修室 無料

▼その他

- ・ ゴミは持ち帰りください。
- ・ ゆとろ休館日（祝祭日・年末年始）は利用できません。
- ・ 入浴施設・カラオケについて、月・金曜日が祝祭日の場合は、翌火曜日・前木曜日に利用できます。

※上記にかかわらず、9 月 21 日 敬老の日は、入浴施設・カラオケ・研修室は利用できます。

▼問合せ 福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）



広告

● 当別消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は、火災をいち早く発見し、逃げ遅れによる死者を出さない、又、火災による被害を最小限度におさえるための、切り札です！！

みなさんの大切な「生命・財産」を守るためにも、住宅用火災警報器を設置しましょう！！

（お問い合わせ先）

当別消防署予防課予防係 23 - 2537



募 集

**当別町子ども・子育て会議
委員を募集します**

4月から子ども・子育て支援新制度が始まりました。当別町子ども・子育て会議に参画いただく委員(若干名)を公募します。

▼任期 10月1日から2年間

▼応募資格 子育て支援・少子化対策に関心がある町民の方

▼応募方法等 任意様式に住所・氏名・年齢・性別・職業・電話番号・応募動機を記載の上、9月16日(水)までに提出してください。

▼提出先・問合せ 子育て推進課子ども係(ゆとろ内・☎23-3024)

人 権

「高齢者・障害者の人権あんしん相談」9月7日～13日は強化週間

高齢者や障害者への嫌がらせ、人権に関する悩みごとなど、法務局職員や人権擁護委員が解決に導きます。相談は無料で、秘密は厳守されます。

■みんなの人権110番
☎0570-003-110

▼相談時間

- ・9月7日(月)～11日(金)
8時30分～19時
- ・9月12日(土)・13日(日)
10時～17時

●防犯協会ニュース

◇防犯電話機器で特殊詐欺の被害を防止

特殊詐欺の8割は、犯人からの電話で始まります。被害を防止する対策として防犯電話機器の設置があり、この機器には会話内容を録音する旨のメッセージが流れた後に自動録音する機能や、着信した電話が登録番号か否かをランプで知らせる機能などが付いたものがあります。

◎平成27年刑法犯発生状況(7月末現在)

侵入窃盗	部品狙い	車上狙い	タイヤ盗	自転車盗	不審者
6件	1件	1件	18件	7件	2件

当別町防犯協会 ☎23-2711

募 集

**地域に緑を増やしましょう
平成28年度環境緑化事業**

町緑化推進委員会では、町民の皆さんに協力いただいている「緑の募金」を活用し、町内会・ボランティア団体・学校等が行う植樹の取組みを支援する「環境緑化事業」を実施しています。

平成28年度の支援先を募集していますので、植樹を計画している場合は申請ください。

▼申請期限 9月30日(水)

▼問合せ 町緑化推進委員会事務局(農林課内・☎23-3096)

納 税

9月30日は国民健康保険税(第3期分)の納期限です

期限までに納付しない場合には、督促状が発付されたり、延滞金がかかることがあります。病気や失業などのやむを得ない事情で、納期限までに納付することができない場合は相談ください。

▼問合せ 税務課納税係(☎23-2341)

町税に関する夜間納税相談

■今月の夜間納税相談窓口

9月10日(木)・24日(木)
(19時30分まで)

防 災

**災害に備え
飲料水の備蓄をしましょう**

家庭では、1人当たり1日3リットルの飲料水を3日分、備蓄をしましょう!

■なぜ1日3リットルを3日分?

成人1人当たり必要な1日の水分の摂取・排出量は、2～2.5リットルとされているため、1日に必要な水の量の目安を3リットルとしています。災害発生から救援体制が整うまでに3日間かかるといわれており、3日分の備蓄が必要です。

■飲料水の保存方法は?

水道水を保存する場合は、清潔なフタをできる容器に、口元いっぱいに入れます。日の当たらないところで保存する場合は3日間程度、冷蔵庫で保存する場合は1週間程度を目安に水を入れ替えてください。

▼問合せ 総務課(防災担当・☎23-2330)、上下水道課(☎22-2411)



◎平成27年度採用◎

平和を仕事にする。
陸海空自衛官募集

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日
陸・海・空 自衛官候補生	男子 18歳以上 27歳未満の者	随時	受付時にお知らせします
一般曹候補生	女子 18歳以上 27歳未満の者	9月8日(火) まで受付中	9月25日(金)～29日(火) いずれか1日 1次試験:9月18日(金) 19日(土) ※2次試験あり
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満の者		1次試験:9月23日(水) ※2・3次試験あり

江別地域事務所では、自衛官募集等に関する説明会を実施しています。お気軽にお越しください。(毎週水曜日 午後4時～5時、午後6時～7時) 江別市野幌町40-15 G&Tビル2F

▼詳細 自衛隊札幌地方協力本部江別地域事務所 ☎011-383-8955
役場環境生活課町民生活係 ☎23-3209